

# 埼玉県平和資料館アドバイザーボード設置要綱

## 1 目的

埼玉県平和資料館の運営に当たり、県民広聴課長が専門的見地から助言を受けることを目的として、埼玉県平和資料館アドバイザーボード（以下「アドバイザーボード」という。）を設置する。

## 2 構成員

アドバイザーボードの構成員は、別表のとおりとし、県民生活部長が依頼する。

## 3 構成員の任期

構成員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 4 運営

- （1）アドバイザーボードは、県民広聴課長が招集する。
- （2）アドバイザーボードに座長及び座長代理を置く。
- （3）座長は構成員の互選により定め、座長代理は構成員の中から座長が指名する。
- （4）アドバイザーボードは座長が運営する。
- （5）座長代理は座長を補佐し、座長が不在のときは、その職務を代行する。
- （6）会議は公開とする。ただし、出席構成員の3分の2以上の多数で決定したときは、公開しないことができる。

## 5 委任

この要綱に定めるもののほか、アドバイザーボードの運営に関し必要な事項は県民広聴課長がアドバイザーボードに諮って定める。

## 6 庶務

アドバイザーボードの庶務は、県民広聴課において処理する。

### 附 則

この要綱は、平成25年7月1日から適用する。

### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

## 別表

埼玉県平和資料館アドバイザー構成員

区 分	人 数	選定理由
学識経験者	2人	展示等について専門的見地から助言を求めるため
教育関係者	2人	学校教育の視点から助言を求めるため
経営関係者	2人	経営の視点から助言を求めるため
地元関係者	1人	地元との連携の視点から助言を求めるため

